大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託 特記仕様書(案)

第1章 総則

1 目的

大森ふるさとの浜辺公園(以下「当公園」という。)は、砂浜や干潟を持つ都内で初めての区立海浜公園であり、多くの利用者が水に親しめる空間として、平成19年4月1日の開園以降、多くの利用者で賑わいをみせている。また、人工干潟は「特別緑地保全地区」に指定され、人の立入を制限し粗放管理を行うことで、生物が住みよい環境づくりを行っている。

一方で、当公園の周辺部には下水処理施設が立地し、その処理水や降雨時に放流される下水越流水が、当公園の水環境に影響を与えていると推測される。また、当公園の水環境は、東京湾奥部に位置することで、海水が停滞しやすく、東京湾全体が抱える慢性的な課題でもある富栄養化に伴う赤潮等の影響が懸念される。

これらの背景を踏まえ本業務では、当公園の水環境を改善することを目的に、平和島 運河に面する当公園の水質及び底質等について調査・分析し客観的評価を行う。また、 それらの結果を踏まえ、当公園が目指す将来像や施策の方向性について検討するもので ある。

2 特記仕様書の適用及び一般事項

この特記仕様書は、「大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託」(以下「本委託」という。)に適用する。なお、この特記仕様書に定めのない事項については、下記の東京都が発行する「設計委託標準仕様書」によることとし、必要に応じて「東京都」を「大田区」に読みかえるものとする。ただし、同一内容で本特記仕様書と以下の仕様書の内容が相違する場合には、本特記仕様書が優先する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月20日

4 連絡・指示

受託者は、調査及び業務の実施に際し、常に監督員と密接に連絡を取り、その指示に従うものとする。

5 責任

受託者は、契約書及び仕様書を遵守し、誠実にその業務を執行すること。また、受託者は契約完了後であっても、設計内容等に誤りが発見された場合には直ちに納入成果品の訂正を行うものとする。

6 基準

受託者は、調査に際して、最新の国土交通省や関連学会等で発行している基準、示方書、 指針、要領、便覧、その他、監督員の指示する基準を用いるものとする。

7 法令等遵守

受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を 遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

また、受託者は雇用者などの雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

8 資料等作成

受託者は、関係機関との協議、地元説明等のため、監督員から資料の請求があった場合、速やかに作成し、提出すること。

9 関係書類提出

受託者は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・同実施細目(大田区)」(最新版) に基づき、監督員が指示する期日までに関係書類を提出すること。

なお、この処理基準に定めのないものについては監督員と協議すること。

10 業務計画書

受託者は、あらかじめ委託業務実施に必要な業務計画書を監督員に提出すること。業務計画書には、以下の事項を記載すること。なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、監督員と事前に協議すること。協議の結果、業務内容を変更した場合、受注者は、速やかに変更業務計画書を提出すること。業務計画書には、次の事項を記載すること。

- (1)業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4)業務組織計画
- (5) 打合せ計画(実施時期、打合せ内容などを記載すること)
- (6) 連絡体制 (緊急時も含む)
- (7) 安全管理
- (8) 成果品の品質を確保するための計画
- (9) 成果品の内容、部数
- (10) 使用する主な図書・基準、使用する主な機器
- (11) その他(監督員の指示があった場合)

11 安全確保

受託者は、本委託の業務実施に当たり、現地調査・作業などを行う場合は、業務実施中の安全確保に努めるものとする。また、必要がある場合は、所管する管理者等に連絡を取り業務を行うものとする。

なお、作業中に事故が発生した時は、応急措置等の必要な措置を講ずるとともに事故 発生の原因及び経過、被害の内容等について速やかに監督員に報告すること。

12 疑義

本特記仕様書に定めのない事項、また周辺条件の変化で疑義の発生した事項については、発注者と受託者の間で速やかに協議を実施し、監督員の指示に従うものとする。

13 所有権

本委託に関する成果品の所有権は、大田区に帰属するものとする。

14 支払方法

検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。

15 貸与資料の管理

本委託の実施にあたり、受託者に必要な資料の貸与を行う。受託者は責任を持ってこれを管理し、その状況を記録した帳簿を備え、汚損等がないよう取扱いには万全の注意を払うものとする。

16 記録・報告書提出

受託者は、監督員及び関係人・関係機関等との打合せに同席し、打合せ事項ならびに 指示事項等について記録をとり、その都度監督員に報告書を提出すること。

17 身分証明書

受託者は、大田区が発行する身分証明書及び貸与する腕章を本委託作業中において必ず携帯すること。なお、身分証明書および腕章は有効期限後、速やかに監督員に返還すること。

第2章 委託内容

1 委託対象箇所

大田区ふるさとの浜辺公園1番1号(大森ふるさとの浜辺公園)及びその周辺水域

2 委託内容

(1) 計画準備

受託者は業務の実施目的を理解し、業務の実施方針・実施方法・工程・人員配置等を定め

ること。

(2) 現地踏査

受託者は、水質・底質調査を行う予定地に対し、現地踏査を実施し、本委託を進める上での留意点を抽出すること。

(3) 既往資料収集整理

受託者は、当公園に関連する上位計画や、当公園の水質、底質、生物、地形、公園利用等に関する既存資料の収集及び整理を行い、本委託を進める上での基礎資料とすること。その他、区と協議の上、必要と判断した資料を収集整理すること。

(4) 現地調査

受託者は、当公園またはその周辺において、水質や底質等の現地調査を行うこと。 なお、詳細な調査内容や方法については、プロポーザルの企画提案書に記載した内容 をもとに、事前に区や関係機関に協議を行うこと。

(5) 現況把握

受託者は、前項の既往資料の収集や水環境現地調査より、当公園における水環境の現況について取りまとめること。

(6) 課題整理

受託者は、前項の当公園における水環境の現況を踏まえ、その課題を整理し、重要対策項目等を抽出すること。

(7) 水環境改善方針検討

受託者は、(5)現況把握、(6)課題の整理を踏まえ、望ましい水環境の将来像とそれに対する施策の方向性について検討し提案すること。

(8) 報告書まとめ

受託者は、本委託で検討した項目の結果を整理し、報告書にまとめること。

(9) 打合せ協議

受託者は、原則として、業務着手時1回、中間時1回、成果品納品時1回の3回、 打ち合わせ協議を実施する。また、業務遂行にあたり協議が必要となった場合、随時 実施すること。(協議は、管理技術者を含む)

なお、初回、成果品納入時の打合せには原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 成果品

成果品は、取りまとめの上提出すること。部数については、以下のとおりとする。なお、 提出時には、必ずウイルスチェック等を行うこと。

- 1 報告書 製本2部(A4版)
- 2 報告書(概要版) 製本2部(A4版)
- 3 電子データ 2組 (CD-R)

(会議・打合せ議事録、各種協議用資料、監督員の指示により作成した関連資料)

- 4 電子データの媒体、形式については次のとおりとする。
 - (1) 媒体 CD-R
 - (2) テキストデータ MS-ワードファイル及びエクセルファイル
 - (3) 画像データ JPEGファイル
 - (4) 上記以外で表現できないもの 元データおよびPDFファイル